

「テロ対策施設」 猶予期間

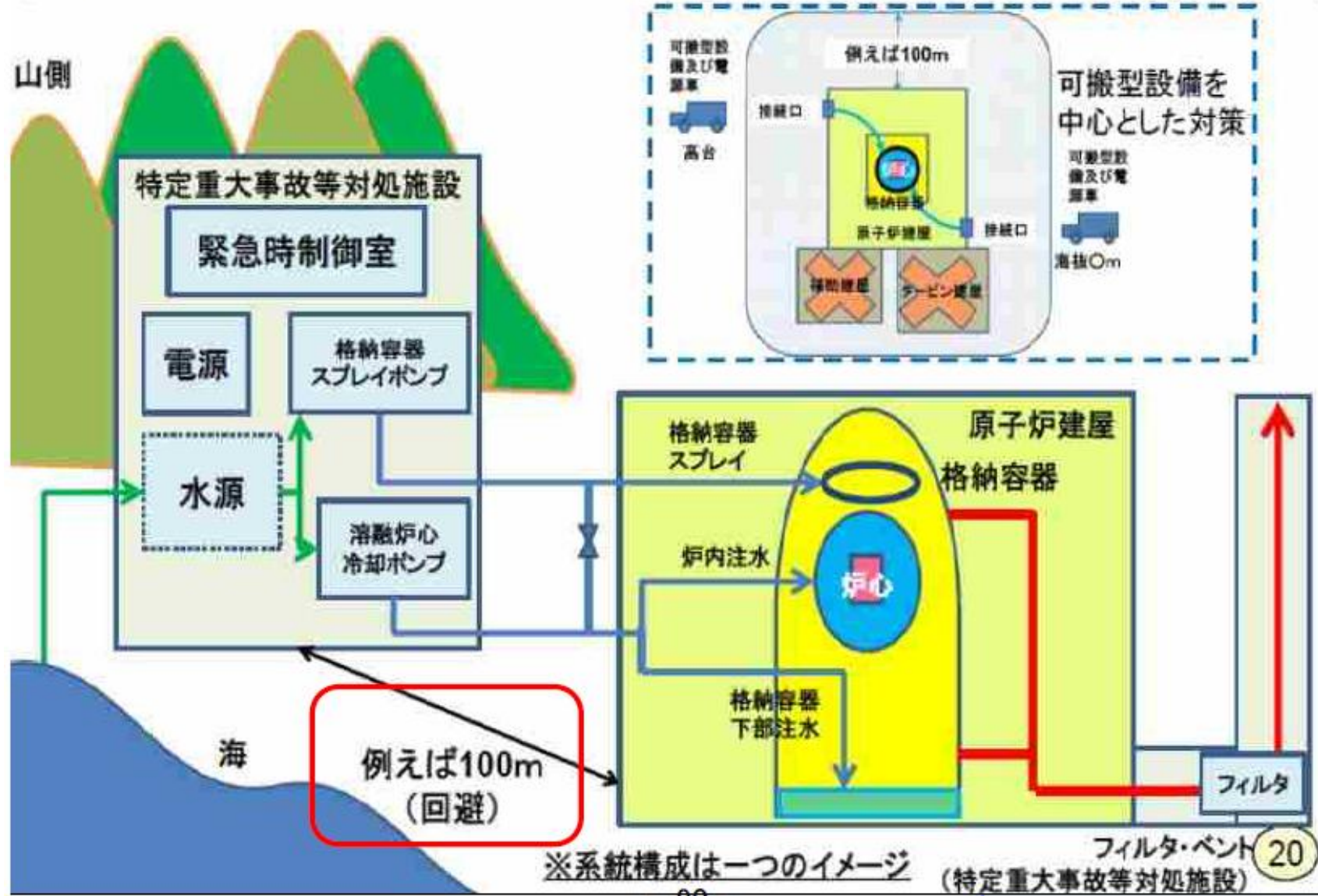
2026年5月12日

原子力規制を監視する市民の会

阪上 武

意図的な航空機衝突などへの対策

- 意図的な航空機衝突などへの可搬型設備を中心とした対策（可搬型設備・接続口の分散配置）。バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



3. 当初の経過措置規定

新規制基準の施行に際し、特重施設等^{※1}に係る経過措置期間の規定については、施行日（平成25年7月8日）から5年後の平成30年7月7日までの間は、これを適用しないことができる旨の経過措置規定が設けられた。

特重施設等に経過措置を設ける考え方としては、特重施設等は、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であることから施行後5年までに実現を求めることとされ、その期間については、法令上経過措置を設定する際の一般的な期間として5年が設定された。

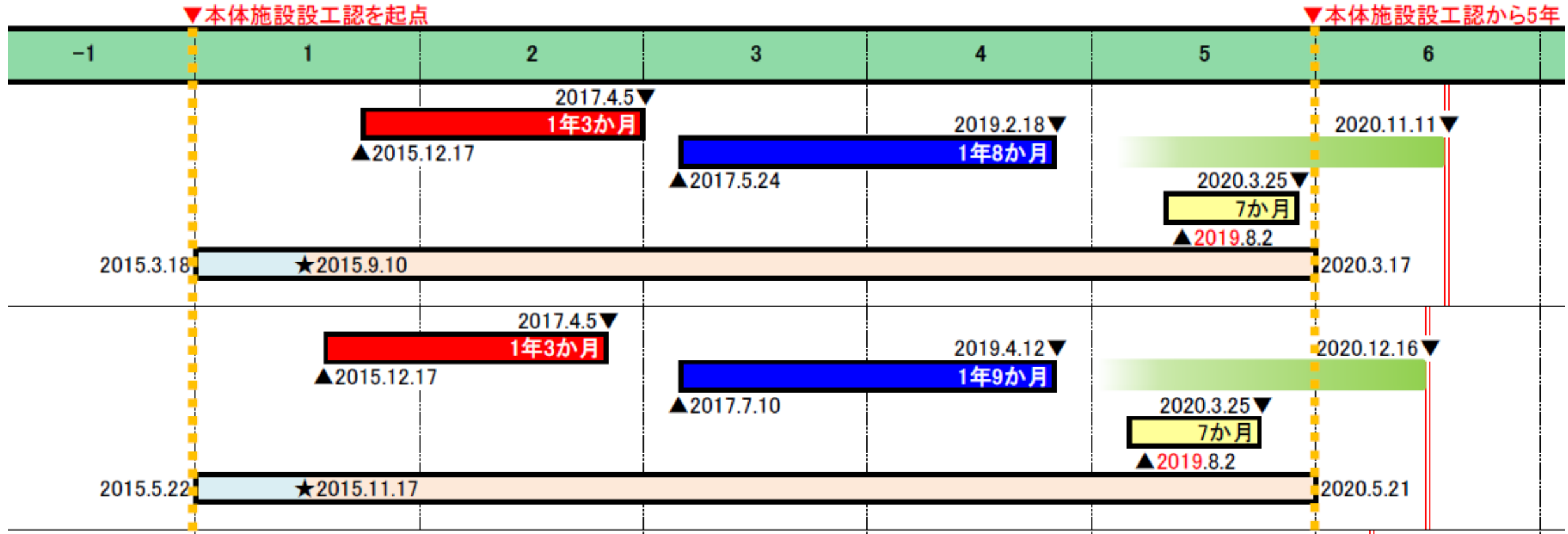
4. 現在の経過措置規定（平成27年の見直しの結果）

平成27年9月及び11月の原子力規制委員会において、本体施設に係る新規制基準への適合性審査が当初の見込み（半年から1年程度）よりも長期化していることから、新規制基準施行時から事情の変更が生じていると認められた。

また、特重施設等の審査を進めるためには、本体施設等の設計条件等^{※2}が確定されることが前提となるが、本体施設の許認可についてはプラントごとに審査進捗が大きく異なっており、経過措置期間の起算点を、本体施設の設計及び工事の計画の認可が行われた時点と見直すことが適切とされ、平成28年1月12日付けで経過措置規定が改正された。

期間については、安全上の重要性、事業者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、引き続き5年とされた。

九州電力 川内1・2号炉



5. 平成31年の事業者側からの検討要請

平成31年4月17日の「第8回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会」において、事業者側より、現地工事は、大規模かつ高難度の土木・建築工事となるといった状況変化が生じてきているため経過措置期間を延長して欲しいとの趣旨の要請があった。

これを受けて同年4月24日の原子力規制委員会で議論が行われたが、

等の意見が委員から示され、事業者の主張する状況変化は経過措置期間を変更する理由にはあたらず、見直しを行う必要はないと判断された。

特定重大事故等対処施設設置の経過措置に係る追加報告（原子力規制庁）

- ✓ 状況の変化があったと事業者は言うが、そんなことはある程度前から分かっていること
- ✓ 当初は見通せなかったがやってみたら大変だった、という事業者側の主張は状況の変化だとは思わない
- ✓ 自然災害や人為的な災害で工事が著しく遅れることもなかったし、社会的、経済的な状況の悪化もなかった
- ✓ 申請されている工事計画は一切変更されておらず期限までに間に合う計画が表明されている
- ✓ 一定の期間内に措置を完了するというのは、これができないからずるずる後ろへいくのであれば基本的にバックフィットなどできなくなる

124 更田豊志

[発言URLを表示](#)

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

特定重大事故等対処施設は、本体施設のテロ対策を含めた重大事故等対策に加えて、信頼性を向上させるための施設として、本体施設の工事計画認可日から五年以内に設置することを求めているものでございます。

その設置期限は、パブリックコメント等を通じて事業者の意見を聞いて定めたものであり、これまで事業者から提出された申請書では、期限内に設置完了予定である旨が明記をされております。

このような状況でありましたが、四月十七日に事業者から、工事が困難になったため、経過措置期限について対応を検討してほしい旨の説明があったところであります。

事業者の意見を踏まえ、四月二十四日の規制委員会におきまして議論を行い、期限を変更すべきとするような特段の状況変化は認められず、経過措置期間の期限の見直しは行わないと判断したものであります。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の中でも最も大きなものの一つが、従来、継続的な改善、継続的に安全性の向上を目指していくというこの継続的改善が欠けていてというのが最大の教訓であります。いたずらに期限を延長することはこの継続的な改善を損なうこととなり、また、基準に適合しない状態を看過することができない、これを踏まえ、原子炉の停止を求めると判断したものであります。

今後とも厳格な原子力規制を実施してまいりたいと考えております。



◆新規制基準施行時

- ・一律に**施行日(2023年7月8日)から5年間の経過措置**

◆2017年の始点の見直し

- ・適合性審査の長期化・特重の審査は本体の設計が前提…との理由で**始点を本体施設の設工認に変更**。
- ・期間の5年間は安全上の重要性・対応に必要な期間等を総合的に判断して変更せず。

◆2019年の事業者からの要求

- ・事業者側より工事の大規模化・高難度化など状況変化を理由に経過措置期間の延長を要求
- ・規制委は、**災害や社会的・経済的状況変化ない。ずるずると後ろにはバックフィットができなくなる。といった理由で却下**。

- 現在、特重施設等の設置に向け、審査及び現地工事に最大限努力し取り組んでいるところであるが、近年の建設業界の労働環境変化（労働基準法改正に伴う2024年の建設業への時間外労働の上限規定の適用、建設業界の人手不足等）により、特重施設等の設置工事の工期長期化の懸念が生じており、他律的な要因による影響が生じている状況となっている。また、建設業界の就業者の減少や高齢化は、ますます進行している状況であり、人材確保・育成に向けた様々な取り組みは進められているものの、今後も先行きは不透明な状況である。
- そのうえで、経過措置の内容については、2022年に策定された「バックフィットに係る基本的な考え方」においても、バックフィットの対象とするかについて科学的・技術的な見地から判断を行うとともに、原子力事業者等の対応状況及び対応に要する期間、審査・検査等に要する期間等、個別の具体的事情を考慮した上で、経過措置の内容等について判断するとされており、プラントの状況を考慮した期間を設定することが望ましいと考える。
- このため、事業者としては、先行プラント実績工期における影響評価を踏まえ、全てのプラントにおいて、経過措置期間を3年延長いただきたいと考えている。

（2）対応案（委員会了承事項）

事業者側の回答を踏まえれば、第49回原子力規制委員会（2025年12月24日開催）で議論されたように、事業者側が主張する、改正労働基準法の施行を踏まえた建設業界の労働環境の変化は経過措置規定を変更する理由にはあたらず、本件のみをもって経過措置規定を見直す必要はないと考えられる。

原子力規制委員会としては、第22回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（2025年10月9日開催）における事業者側からの、「全てのプラントにおいて、経過措置期間を3年延長いただきたい」という申し出は認めないとの対応案について了承いただきたい。

特定重大事故等対処施設設置の経過措置に係る検討（2）（原子力規制庁）

- ✓ 特重施設は、シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策であり、合理的な経過措置期間である5年を維持した上で、可能な限り速やかな設置を求めることは、継続的安全性向上を進める観点からも、またバックフィット制度の趣旨からみても、適切であると考えます。
- ✓ 他方、2016年に経過措置規定を改訂して以来の実績を改めて確認したところ、事業者が昼夜問わず現場工事を実施するなどの努力を費やしたにも関わらず、特重施設の施工及び使用前確認が経過措置期間までに終了できず、経過措置の期日前に運転を停止しているプラントがほとんどである。

特定重大事故等対処施設設置の経過措置に係る検討（2）（原子力規制庁）

- ✓ これまでの審査・検査の実績を確認したところ、審査期間は実績を重ねることで若干短縮される傾向はあるものの、今後の審査・検査期間がこれまでの実績に比べて大幅に短縮されることは見込めず、また、事業者の施工期間についても短縮される見込みはない。
- ✓ 特重施設は、信頼性向上のためのバックアップ対策であり、その有無によってリスクに大きな変化はない。他方で、プラントのリスクは運転時に上昇し、運転時の方が特重施設を利用する効果が大きいことを踏まえれば、特重施設が完成していない状態での運転期間を大幅に増やさないことを前提としつつ、経過措置期間の在り方を検討する余地はあるのではないか。

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は変更せず、当該経過措置期間の起算点を、本体施設の設工認の日から、本体施設の使用前確認日に変更する

（考え方）

特重施設設置に係る経過措置期間の5年は、法令上経過措置を設置する際の一般的な期間として設定されたものであり、特重施設の設置の準備に要する期間を変更すべき理由は見当たらないことから変更しない。

他方で、特重施設の完成までに当該経過措置期間を超過していることに関しては、当該経過措置期間の起算点を変更することで対応する。具体的には、本体施設の設工認時点から変更しようとする場合、次の法令上の節目は、当該設工認に沿って設置された本体施設の使用前確認（以下「本体施設の使用前確認」という。）の確認日となる。この時点では、本体施設の新規制基準対応工事は完了し、シビアアクシデント対策に必要な訓練等が終了しており、特重施設の許認可手続、工事に専念できる状況にあると考えられることから、これを経過措置期間の起算点とすることが適当である。

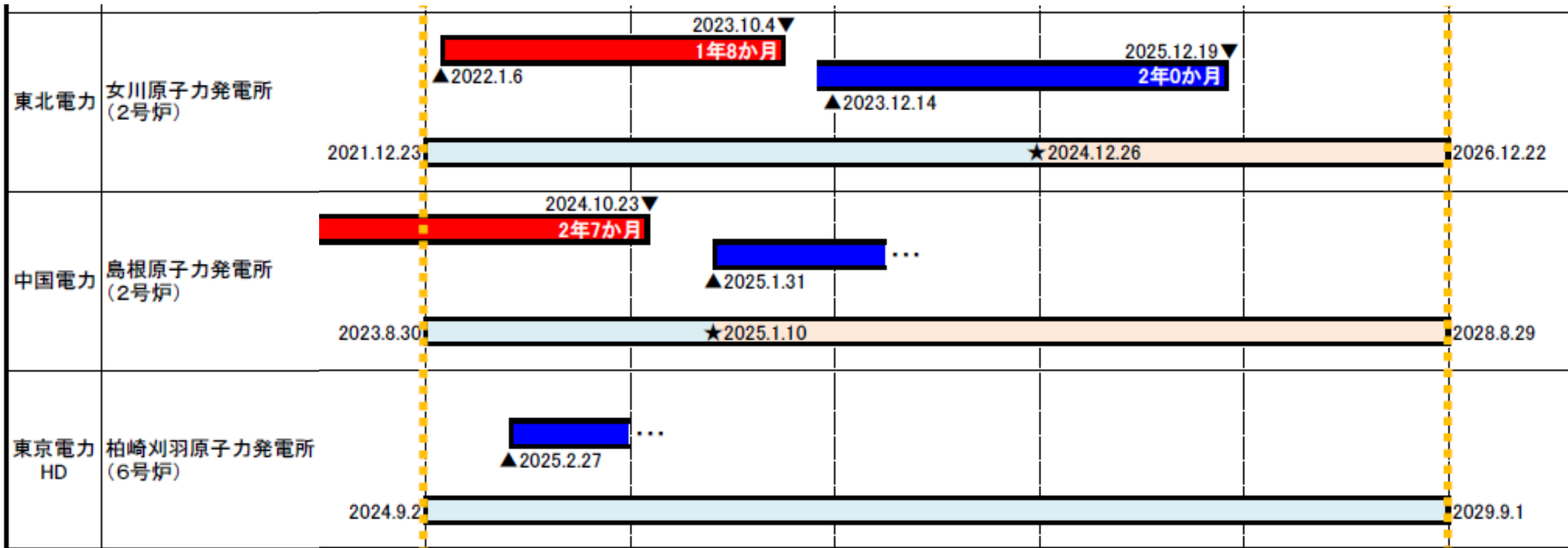
上記のように変更した場合でも、現行の経過措置に基づく実績と比べて特重施設が完成していない状況で運転する期間が大幅に増えることは想定されず、また、本体施設の使用前確認以前は原子力発電所内に貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており特重施設が必要となる状況の発生は考えにくいことを踏まえれば、現行の経過措置との安全上の大きな差異はないと考えられる。

超過期間の実績について

事務局「（特殊事例と考えてもよい）高浜1、2を除いては数か月から1年以内ぐらいの期間全部はみ出している」

原子力規制委員会2025年12月24日議事録

特定重大事故等対処施設設置に係る審査・検査実績一覧



山中委員長

組織文化的あるいは倫理的な側面で見ると、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓とか反省に基づけば、電力事業者というのは経営の最優先として安全確保をまず行うべきであるということと、継続的に安全性向上というのを図らなければならない。こういうことを事業者には求めてきたわけでございます

原子力規制委員会2025年12月24日議事録

◆2025年の事業者からの要求

- ・事業者側より法改定による建設業界の労働環境の変化という他律的要因を根拠に経過措置期間の3年間の延長を要求
- ・規制委は他律的要因としては認められないとして却下。

ところが、規制委は同時に、5年間では工事が間に合わないという実績を理由に経過措置の見直しを決め、事務局に対応を指示した。

◆交渉のポイント

- ・始点の変更も実質的に経過措置期間の延長。女川原発は実質3年間の延長になる…結局事業者からの要求を実現するだけ
- ・他律的要因でない経過措置期間の延長は認められないこと
- ・経済性より安全優先・安全性向上の不断の努力といった原発事故の教訓を踏みにじるもの。規制当局による事業者救済は許されない